

障がい者の虐待防止・権利擁護について

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加につて障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

①養護者による障害者虐待	②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	③使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		<障害者総合支援法>		<介護保険法 >	<児童福祉法>				
		障害福祉 サービス事業所 (入所系、日中系、 訪問系、GH等含)	一般相談支 援 事業所又は 特定相談支 援事業所	高齢者 施設等 (入所系、通所系、 訪問系、居住系 等含)	障害児通所 支援事業所 (児童発達支援、 放課後等デイ等)	障害児入所 施設等(注1)	障害児相談 支援事業所		
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※被虐待者支 援は、障害者 虐待防止法も 適用	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)		障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権限 行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)				【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省 令) ・適切な権限行使 (都道府県) 市町村 (注2)	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)			
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 (特定疾病40歳以上 の若年高齢者含む。) ・適切な権限行使 (都道府県) (市町村)					

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

北海道障がい者条例について

名称 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
(略称 北海道障がい者条例)

公布日 平成21年 3月31日

施行日 平成21年 3月31日 (第1、2、9章)

平成21年10月 1日 (第3章)

平成22年 4月 1日 (第4～8章 全面施行)

※ 平成24年3月30日、平成25年4月1日、平成28年4月1日 一部改正

条例の目的 (北海道障がい者条例 第1条)

この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、(略) もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

◆ 条例に基づく施策の実施に当たっての基本的考え方

「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に配慮しながら、条例に基づく施策の推進を図ります。

- I 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- II 地域の課題解決力を高め、障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- III 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- IV 条例に基づく施策の実施状況等を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

1 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます。

- 地域づくりガイドラインの作成
- 地域づくりコーディネーターの配置



2 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。

- 北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
- 就労支援推進計画の作成
- 障がい者就労支援企業認証制度
- 指定法人制度



3 障がい者の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます。

- 虐待、差別及び不利益扱いの禁止
- 立入調査・改善指導・勧告等の重大な権利侵害に対する強制措置

- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置
- 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の設置



虐待や差別などの暮らしづらさに対し、どのように取り組んでいくのですか？

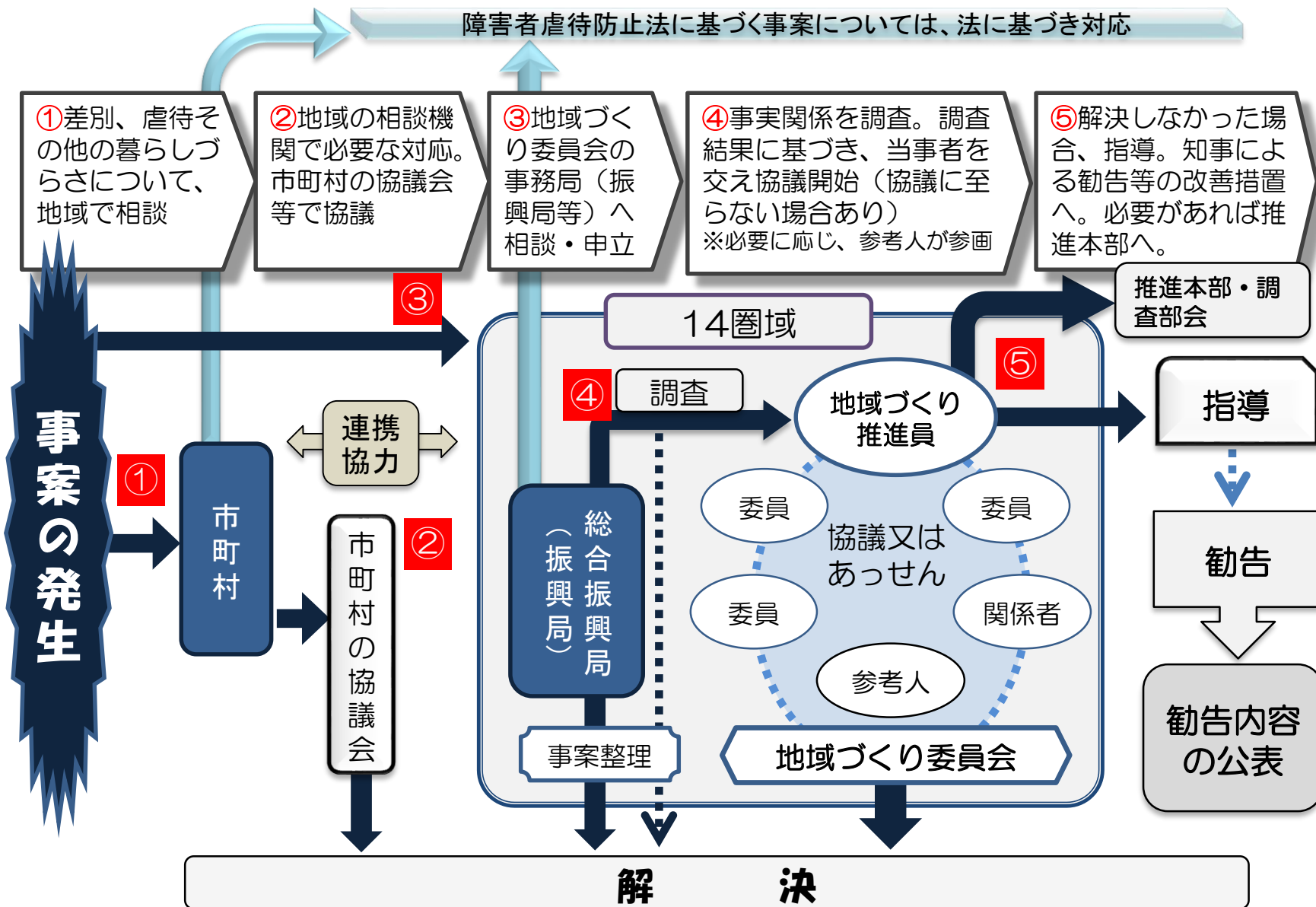
地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

■ 地域づくり委員会の構成等

- 1 地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。
- 2 地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、指導や知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。
- 3 地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。
ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。

差別・虐待などの事案への対応の流れ

障害者虐待防止法に基づく事案については、法に基づき対応



これまでの地域づくり委員会への 申し立て・相談事例

- 学校で、障がいを理由に部活動への参加を制限されている。
- 電動車いすでのバス利用で、乗車拒否を受けた。
- 障害年金を担保とした借入金に憶えがなく、父親等からの経済的虐待の疑い。債務をどうにかしたい。
- 手話通訳者を介して、電話での契約プランの解約ができなかった。
- 視覚障がいのため、乗合バスの乗車口付近で車外放送が流れず、乗りたいバスかわからない。
- 空港の保安検査場で筆談にに応じて欲しい、また、機内放送の情報を失聴者に周知してほしい。

法施行後の状況

令和元年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考) 都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	5,758件 (5,331件)	2,761件 (2,605件)	591件 (641件)	虐待判断件数 535件 (541件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,655件 (1,612件)	547件 (592件)	被虐待者数 771人 (900人)	
被虐待者数	1,664人 (1,626人)	734人 (777人)		

(注1) 上記は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

(注2) カッコ内については、前回調査(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)のもの。

都道府県労働局の対応については、令和2年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

令和元年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

相談通報

5,758件

〔主な通報届出者内訳〕

- 警察 (34.1%)
- 本人による届出 (15.9%)
- 障害者福祉施設・事業所の職員 (15.0%)
- 相談支援専門員 (14.6%)
- 当該市区町村行政職員 (6.1%)
- 家族・親族 (4.5%)

都道府県

86件

市区町村に連絡した事例 45件

45件

明らかに虐待でない
と判断した事例 41件

5,672件

市区町村

*平成30年度に通報・届出があった事案106件を含む

事実確認調査

事実確認調査を行った事例 5,002件

うち、法第11条に基づく立入調査 112件

事実確認調査を行っていない事例 862件

・明らかに虐待ではなく調査不要 546件
*都道府県判断の41件を含む
・調査を予定、又は検討中 81件

虐待の事実が認められた事例

1,655件

被虐待者数 1,664人

虐待者数 1,835人

(死亡事例: 0人)

虐待事例に対する措置

虐待者と分離した人数 711人

- ① 障害福祉サービスの利用 43.7%
 - ② 措置入所 12.9%
 - ③ ①、②以外の一時保護 15.8%
 - ④ 医療機関への一時入院 13.4%
 - ⑤ その他 15.5%
- ①～⑤のうち、面会制限を行った事例 33.1%

分離の有無に関わらず行った対応 1,409人

- ① 助言・指導 40.5%
- ② 定期的な見守りの実施 34.4%
- ③ サービス等利用計画見直し 16.9%
- ④ 新たに障害福祉サービス利用 13.8%

現在対応中・その他 255人

介護保険サービスを利用、虐待者・被虐待者の転居、入院中等

成年後見制度の審判請求 149人

うち、市町村長申立 61人

虐待者(1,835人)

- 性別 男性(63.6%)、女性(36.3%)
- 年齢 60歳以上(39.3%)、50～59歳(24.7%)、40～49歳(17.8%)
- 続柄 父(26.8%)、母(23.2%)、兄弟(12.9%)、夫(11.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.9%	3.9%	29.5%	15.0%	20.7%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	46.1%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	38.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.4%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	21.6%
虐待者の介護疲れ	20.1%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	18.4%

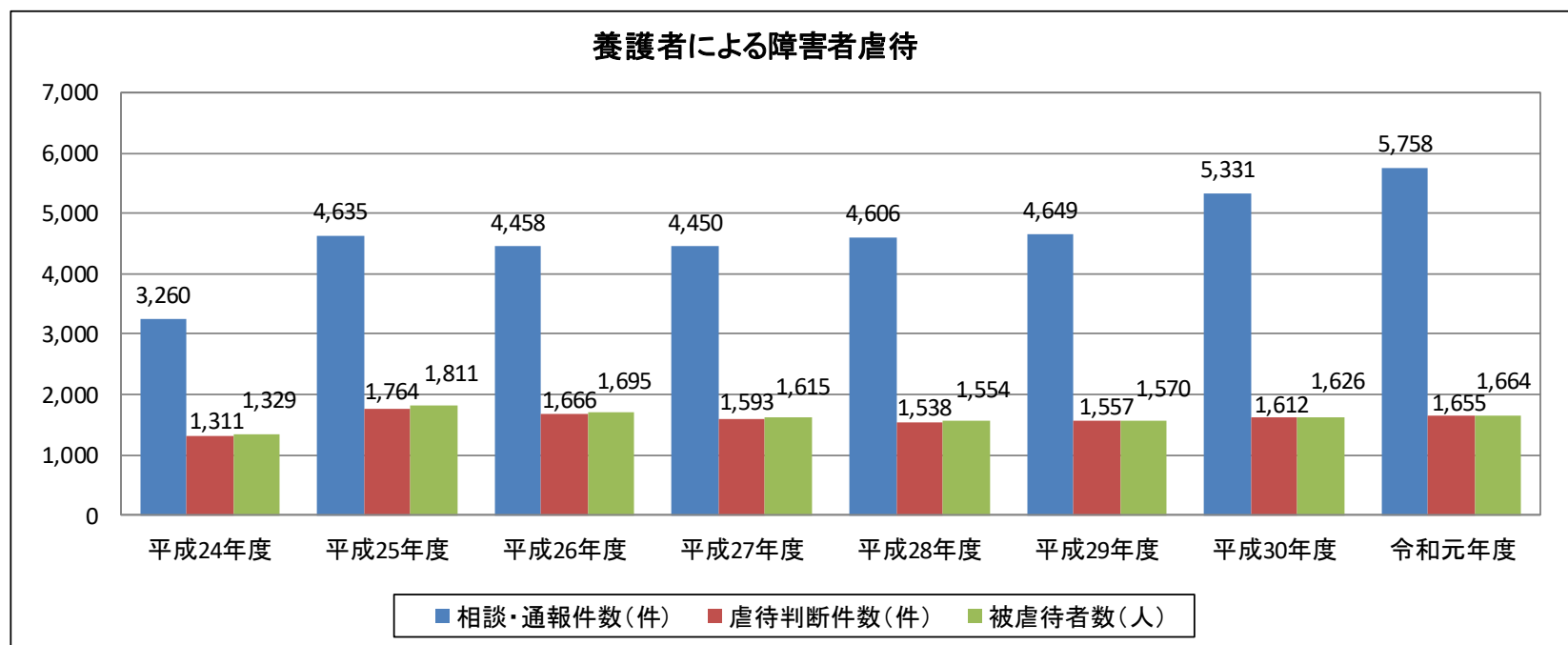
被虐待者(1,664人)

- 性別 男性(37.7%)、女性(62.3%)
 - 年齢 20～29歳(20.9%)、40～49歳(20.4%)、50～59歳(19.5%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 18.5% | 53.2% | 36.4% | 3.1% | 2.5% |
- 障害支援区分のある者 (53.5%)
 - 行動障害がある者 (28.4%)
 - 虐待者と同居 (83.2%)
 - 世帯構成 両親と兄弟姉妹(13.3%)、両親(13.2%)、単身(8.6%)、母・兄弟姉妹(8.5%)、配偶者・子(8.2%)

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和元年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は5,758件であり、平成30年度から増加(5,331件→5,758件)。
- ・令和元年度の虐待判断件数は1,655件であり、平成30年度から増加(1,612件→1,655件)。
- ・令和元年度の被虐待者数は1,664人。

養護者	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和元年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

相談通報

2,761件

主な通報届出者内訳

- 本人による届出 (18.4%)
- 設置者・管理者 (14.5%)
- 当該施設・事業所その他職員 (14.2%)
- 家族・親族 (13.0%)
- 相談支援専門員 (9.1%)

2,476件

市区町村

* 平成30年度に通報・届出があった事案82件を含む

事実確認調査 (2,817件)

事実確認調査を行った事例 2,405件

うち、虐待の事実が認められた事例 613件

うち、さらに都道府県による事実確認調査が必要とされた事例 11件

事実確認調査を行わなかった事例 412件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例 13件

285件

259件(連絡した市区町村数)

都道府県

- * 平成30年度に通報・届出があった事案5件を含む
- * 監査・実地指導等により判明した事案5件を含む

事実確認調査を行った事例 (65件)

更に都道府県において事実確認を行った事例で虐待事実が認められた事例 3件

都道府県調査により虐待の事実が認められた事例 11件

虐待の事実が認められた事例

547件

被虐待者 734人※1
虐待者 654人※2
(死亡事例: 2人)

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- ・ 施設等に対する指導 324件
- ・ 改善計画提出依頼 271件
- ・ 従事者への注意・指導 161件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- ・ 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 182件
- ・ 改善勧告 31件
- ・ 改善命令 2件
- ・ 指定の全部・一部停止 11件
- ・ 指定取消※3 3件
- ・ 都道府県・政令市・中核市等による指導 253件

虐待者 (654人)

- 性別
男性 (68.0%)、女性 (32.0%)
- 年齢
50～59歳 (19.1%)、60歳以上 (16.5%)
30～39歳 (14.1%)
- 職種
生活支援員 (42.0%)、
その他従事者 (9.0%)、世話人 (7.6%)、
サービス管理責任者 (7.3%)、
管理者 (7.2%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.3%
倫理観や理念の欠如	53.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	16.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.7%	13.2%	40.0%	7.3%	9.9%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	160	29.3%
居宅介護	16	2.9%
重度訪問介護	11	2.0%
同行介護	1	0.2%
行動援護	2	0.4%
療養介護	14	2.6%
生活介護	68	12.4%
短期入所	20	3.7%
重度障害者等包括支援	1	0.2%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	5	0.9%
就労継続支援A型	22	4.0%
就労継続支援B型	47	8.6%
共同生活援助	90	16.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5	0.9%
移動支援事業	8	1.5%
地域活動支援センターを運営する事業	5	0.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	5	0.9%
放課後等デイサービス	64	11.7%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	547	100.0%

被虐待者 (734人)

- 性別
男性 (61.0%)、女性 (39.0%)
- 年齢
～19歳 (19.1%)、20～29歳 (18.7%)
40～49歳 (18.5%)、30～39歳 (16.8%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%

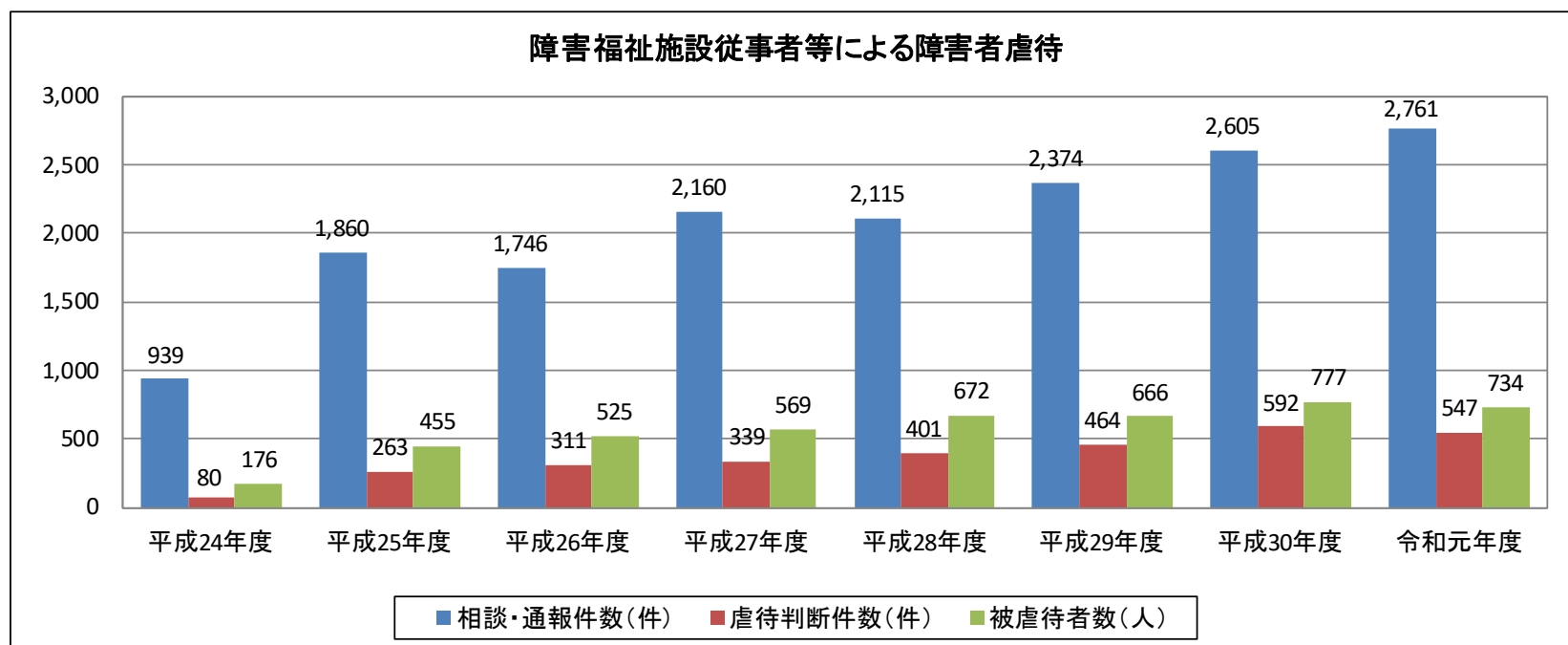
- 障害支援区分のある者 (72.9%)
- 行動障害がある者 (37.5%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の14件を除く533件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった17件を除く530件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和元年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,761件であり、平成30年度から増加(2,605件→2,761件)。
- ・令和元年度の虐待判断件数は547件であり、平成30年度から8%減少(592件→547件)。
- ・令和元年度の被虐待者数は734人。

障害福祉従事者	平成							令和
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734



* 平成24年度は下半期のみのデータ

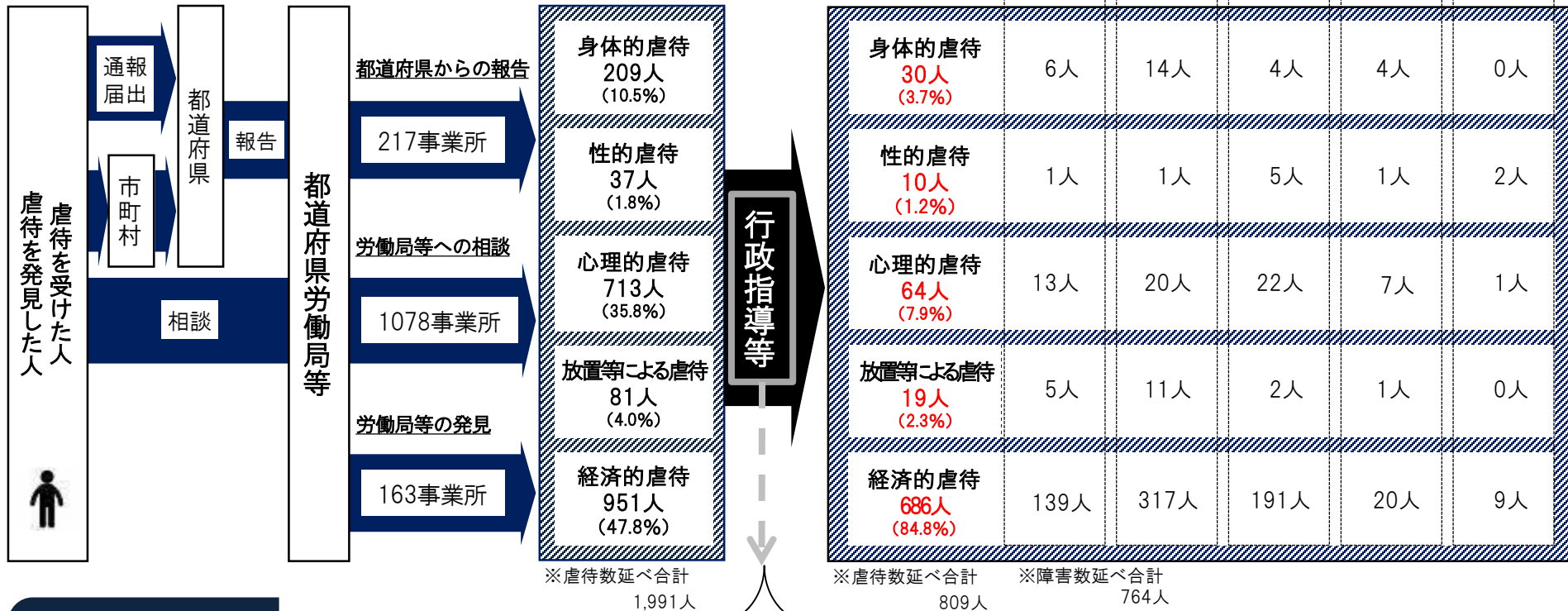
令和元年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

- 通報・届出が寄せられた事業所 **1,458事業所**
- 通報・届出対象の障害者 **1,741人**

虐待が認められた事案

- 虐待が認められた事業所 **535事業所**
- 虐待が認められた障害者 **771人**



労働局での対応

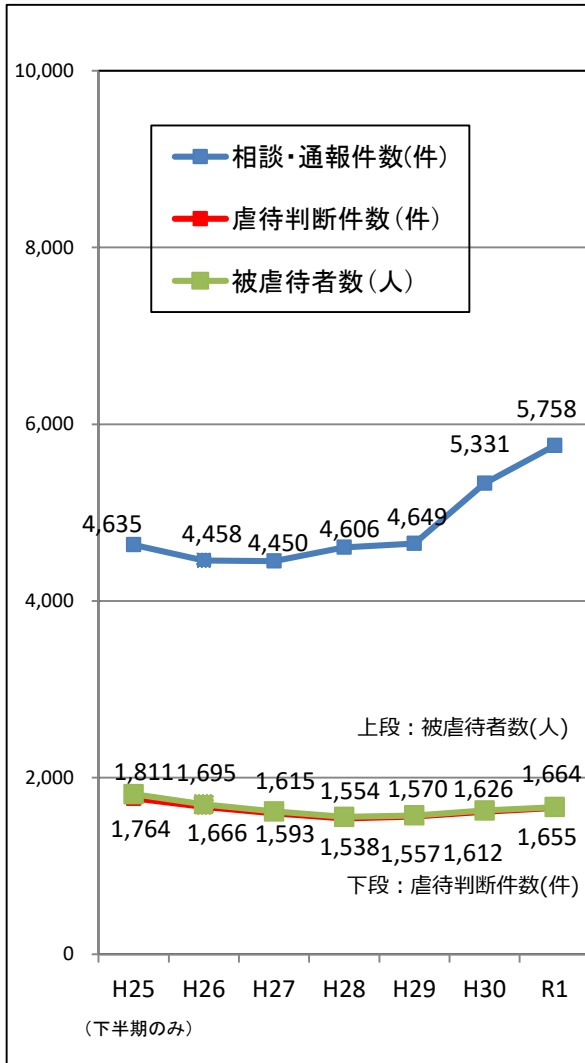
○労働局で行った措置 **815件**

※ 令和元年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

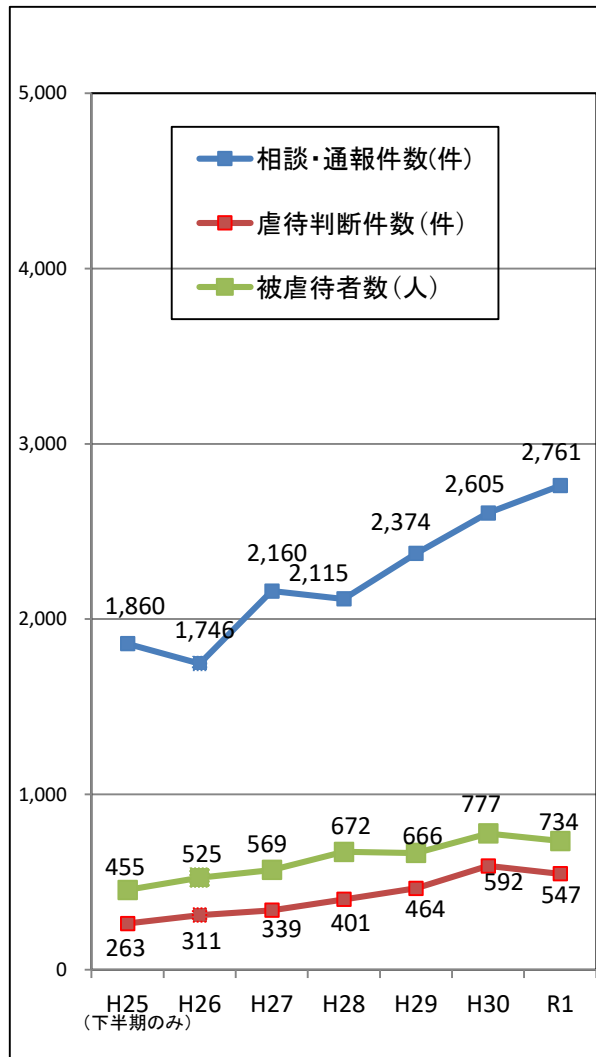
労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令 に基づく指導等(賃金未払等) 723件(88.7%) (うち最低賃金法関係 381件(46.7%))	障害者雇用促進法 に基づく助言・指導等 69件(8.5%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法 に基づく助言・指導等 10件(1.2%) (セクシャルハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法 に基づく助言・指導等 13件(1.5%) (その他)

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

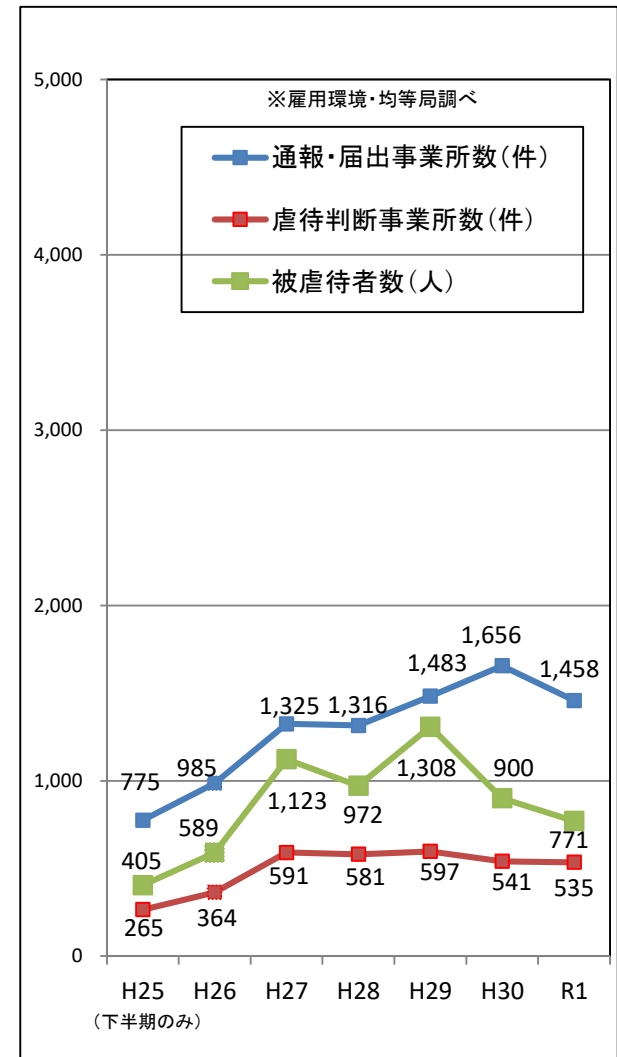
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



注: 平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

令和元年度 道内における障がい者虐待対応状況調査結果

- 調査名称 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査
- 実施主体 厚生労働省
- 調査対象 市町村（道内179市町村、全国1,741市町村）及び都道府県
- 調査期間 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

●養護者による障がい者虐待の状況

1 相談・通報・届出件数、虐待件数、相談・通報者別件数（重複有）

	通報等	虐待	通報者等	本人	家族	住民	医療関係者	教職員	相談支援専門員、施設職員	警察	市町村	他
全道	349	51	全道	32	8	2	4	3	45	246	3	9
全国	5,758	1,654	%	9.2	2.3	0.6	1.1	0.9	12.8	70.5	0.9	2.6
			全国	913	259	134	198	41	1,706	1,964	350	398
			%	15.9	4.5	2.3	3.4	0.7	28.4	34.1	6.1	6.6

2 虐待の種別・類型（重複有）、被虐待者の性別、障がい種別（重複有）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的	男	女	身体	知的	精神(発達障がい含む)	他
全道	35	6	9	1	9	13	38	4	20	30	1
%	68.6	11.8	17.6	2.0	17.6	25.5	74.5	7.8	39.2	54.5	2.0
全国	1,057	65	488	248	342	628	1,036	308	886	657	41
%	63.9	3.9	29.5	15.0	20.7	37.7	62.3	18.5	53.2	34.7	2.5

3 虐待者の続柄（重複有）

通報者等	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	他
全道	16	9	13	1	2	0	7	5
%	30.2	17.0	24.5	1.9	3.8	0.0	13.2	9.4
全国	492	426	219	37	66	33	344	218
%	26.8	23.2	11.9	2.0	3.6	1.8	18.7	11.9

●施設従事者等による障がい者虐待の状況

1 相談・通報・届出件数、虐待件数、相談・通報者別件数（重複有）

	通報等	虐待
全道	119	27
全国	2,761	547

通報者等	本人	家族等	住民	相談支援 専門員等	当該事業 所職員・ 元職員	事業所 設置者	警察	他
全道	15	13	4	15	17	13	5	30
%	12.6	10.9	3.4	12.6	15.1	10.9	4.2	26.8
全国	508	359	84	251	613	399	35	698
%	18.4	13.0	3.0	9.1	20.8	14.5	1.3	23.7

2 虐待の種別・類型（重複有）、被虐待者の性別、障がい種別（重複有）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的	男	女	身体	知的	精神(発達障がい含む)	他
全道	13	6	8	0	2	16	14	5	24	8	17
%	48.1	22.2	29.6	0.0	7.4	53.3	46.7	10.6	51.1	14.8	36.2
全国	288	72	219	40	54	448	286	156	578	113	19
%	52.7	13.2	40.0	7.3	9.9	61.0	39.0	21.3	78.7	13.0	2.2

3 事業所の種別

	障害者支援施設	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	地域活動支援センター	放課後等デイサービス	他
全道	4	0	1	0	0	3	5	8	0	2	4
%	14.8	0.0	3.7	0.0	0.0	11.1	18.5	29.6	0.0	7.4	14.8
全国	160	14	68	20	1	22	47	90	5	64	56
%	29.3	2.6	12.4	3.7	0.2	4.0	8.6	16.5	0.9	11.7	10.2

●使用者による障がい者虐待の状況

1 相談・通報・届出件数、虐待件数、相談・通報者別件数（重複有）

	通報等	虐待
全道	23	25
全国	591	535

通報者等	本人	家族等	住民	教職員	相談支援専門員	同僚	市町村職員	他
全道	7	4	1	1	0	1	2	8
%	30.4	17.4	4.3	4.3	0.0	4.3	8.7	33.3
全国	263	53	17	2	35	19	39	219
%	44.5	9.0	2.9	0.3	5.9	3.2	6.6	33.8

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ、準強制性交等罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です)。

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務

サービス管理
責任者



通報義務

施設長
管理者



通報義務



相談



相談



市町村障害者虐待防止センター

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う